緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付及び訓練・生活支援資金融資の実施について（厚生労働大臣宛て）

主たる生計者要件を満たしていない者に対する支援給付金の支給額及び
停止されなかった支援資金の貸付けに係る返済免除等に伴い基金から交付された
補助金額の計(支出)　６０４３万円

1　制度の概要

(1) 緊急人材育成・就職支援基金事業の概要

厚生労働省は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）に対して緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付し、協会は、この交付金を財源として緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）を造成して、基金を活用して緊急人材育成・就職支援基金事業を実施している。

(2) 緊急人材育成支援事業の概要

緊急人材育成・就職支援基金事業のうち、緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するため、職業訓練（以下、緊急人材育成支援事業として行うこの職業訓練を「基金訓練」という。）、訓練・生活支援給付、訓練・生活支援資金融資等を実施するものである。

ア　訓練・生活支援給付の概要

訓練・生活支援給付は、基金訓練又は公共職業訓練（以下「基金訓練等」という。）を受講している者に対して、訓練・生活支援給付金（以下「支援給付金」という。）を月額10万円等支給するものである。支援給付金の支給対象者は、原則として、世帯の主たる生計者であること（各世帯につき1人のみとされている。以下、この要件を「主たる生計者要件」という。）などとされている。

支援給付金の支給を希望する者は、訓練・生活支援給付受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）等を公共職業安定所（以下「安定所」という。）に提出し、安定所は、要件を確認した上で、認定申請書等を協会に送付する。協会は、認定申請書等を審査して受給資格の認定（以下「受給資格認定」という。）を行う。そして、協会から受給資格認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、毎月、訓練・生活支援給付支給申請書（以下「支給申請書」という。）等を協会に提出する。協会は、支給申請書等について、基金訓練等への出席に関する要件（以下「出席要件」という。）等を審査して、支給又は不支給を決定する。また、基金訓練等の受講期間の途中で出席要件等を満たさなくなった場合、以降の当該訓練についての支援給付金の支給は終了する。

イ　訓練・生活支援資金融資の概要

訓練・生活支援資金融資は、全国13の労働金庫が、支援給付金を受給している期間に支援給付金の上乗せとして訓練・生活支援資金（以下「支援資金」という。）を毎月貸し付けるものである。支援資金の貸付額は、月額5万円等が上限とされており、支援資金の貸付対象者は、支援給付金の支給対象者であることなどとされている。また、信用保証機関である社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）を利用することが条件とされている。

支援資金の貸付けを希望する者は、所要の書類を労働金庫に提出し、労働金庫は、審査をした上で貸付決定を行うことになっている（以下、支援資金の貸付けを受けた者を「借受者」という。）。そして、受講期間の途中で支援給付金の支給が終了した場合、以降の支援資金の貸付けは行わないため、各労働金庫は借受者の一覧を協会に送付し、協会はこのうち支援給付金の支給が終了した者の一覧表（以下「支給終了者一覧」という。）を作成し各労働金庫へ送付することになっている。

また、借受者が6か月以上の雇用が見込まれる就職をするなどの条件を満たした場合には、労働金庫は貸付額の50%に相当する額の返済を免除する（以下、これを「返済免除」という。）こととされている。日本労信協は、労働金庫が返済免除を行った場合はその返済免除額について代位弁済を行うことなどになっており、日本労信協が返済免除に伴う代位弁済を行った場合等には、協会は返済免除額等について日本労信協に対して基金を財源とした補助金を交付することとされている。

2　本院の検査結果

(1)　主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたもの

22年12月までに協会が受給資格認定を行った169,726件のうち、同一住所かつ同一姓である者について受給資格認定を行っていた605件を抽出して検査したところ、主たる生計者要件を満たしていない者に対して支援給付金を支給していたものが129件（22年度末までの支給金額計4950万円）あった。

(2)　支援給付金の支給が終了しているのに支援資金の貸付けが停止されておらず、これに係る返済免除等に伴う補助金が交付されていたもの

22年11月までに協会から受給資格認定を受け、労働金庫が貸付決定した21,469件のうち、22年12月末までに終了している訓練コースを受講していて、基金訓練等の期間に応じて本来支援給付金が支給される回数より実際の支援給付金の支給回数が少なかった2,255件を抽出して、支給終了者一覧が適切に作成されているかなどについて検査した。

検査したところ、協会は、支援給付金の支給申請書が提出され、出席要件等の審査の結果、不支給の決定をした者については支給終了者一覧に記載していたが、基金訓練等の受講を途中でやめるなどしたため支給申請書が提出されず、支援給付金の支給が基金訓練等の受講期間の途中で終了となった者（以下「申請書未提出者」という。）については、支給終了者一覧に記載していなかった。

このため、支援資金の貸付けを停止すべきであったのに、労働金庫において貸付けが停止されていなかったものが1,171件（停止されなかった貸付額計1億0274万円）、このうち返済免除等に伴い、22年度末までに基金から補助金が交付されていたものが298件、計1093万余円あった。

以上のように、支援給付金の受給資格認定の審査に当たって主たる生計者要件の確認が十分でなく、要件を満たしていない者に支援給付金を支給している事態及び支給終了者一覧の作成が適切でなく、停止されなかった支援資金の貸付けに係る返済免除等に伴い補助金が交付されている事態は適正とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省は、恒久的な制度として求職者支援制度が23年10月に開始されるまでの間、緊急人材育成支援事業を継続することとしており、また、求職者支援制度の開始後も、基金訓練等が継続している間は支援給付金の支給及び支援資金の貸付けが引き続き行われることになる。

ついては、厚生労働省において、協会に対して、主たる生計者要件を満たさない前記の129件の支援給付金について、速やかに返還等の措置を執らせるよう是正の処置を要求する。

また、厚生労働省において、基金からの支援給付金の支給及び支援資金の返済免除又は回収不能に伴う基金からの補助金の交付が適正なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア　協会に対して、支援給付金の受給資格認定の審査に当たり、主たる生計者要件について、同一住所における申請者以外の受給資格者の有無を確認できる体制を整備させること

イ　協会に対して、申請書未提出者も適切に把握して支給終了者一覧を作成させること

ウ　上記ア及びイの処置が適切に執られるよう、協会に対して指導監督を行うこと